## 令和2年第1回町議会臨時会提出議案等の概要

### 〇議案第 30 号 令和 2 年度宇治田原町一般会計補正予算(第 1 号)

[総務部企画財政課]

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、厳しい経済状況にある住民や事業者等に対し必要な経済支援、また、事業者が行う感染症防止対策の取り組みの支援を行うため、事業を追加補正するもの。

既定額5,813,000 千円補正額985,915 千円計6,798,915 千円

#### 【主要事業】

・特別定額給付金事業費新規948,000 千円・子育て世帯への臨時特別給付金事業費新規12,036 千円・休業要請対象事業者支援事業費新規5,600 千円・がんばるまちの事業者・農業者支援事業費新規14,850 千円・宇治田原まちの元気な企業応援事業費拡充4,000 千円

# 〇議案第 31 号 令和 2 年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)

〔健康福祉部介護医療課〕

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に要する所 要額を追加補正するもの。

既定額1,087,317 千円補正額300 千円計1,087,617 千円

## 〇議案第 32 号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについ

て〔健康福祉部介護医療課〕

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、所要の改正を行うもの。

## 〇議案第 33 号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

[総務部税住民課]

地方税法等の一部を改正する法律等が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったもの。主な改正内容は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長等。

# 〇議案第 34 号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分 について

[健康福祉部介護医療課]

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったもの。

主な改正内容は、国民健康保険税における基礎課税額において、被保険者の負担能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税条例に定める賦課限度額について、医療分課税額を61万円から63万円に、介護分課税額を16万円から17万円に引き上げる一方、低所得者層に対しては、負担軽減を図るため、軽減額算定所得の算定方法を変更し、2割及び5割軽減適用対象者の拡充を図るもの。

# 〇議案第 35 号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分につい て

〔健康福祉部介護医療課〕

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する 政令が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例 について所要の改正を行ったもの。

主な改正内容は、平成27年4月から設けている消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを、令和元年10月以降の消費税率10%への引上げに伴い保険料軽減を完全実施するもの。

#### 〇報告第1号 令和元年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〔総務部企画財政課〕

令和元年度宇治田原町一般会計補正予算第4号で繰越明許費の設定を行った新庁舎建設事業費、産地生産基盤パワーアップ事業費、新市街地連絡道路整備事業費、情報通信ネットワーク環境施設整備事業費等に係る繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

#### 〇報告第 2 号 令和元年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について

[建設事業部上下水道課]

令和元年度宇治田原町水道事業会計で繰り越した、配水管移設等事業等に係る水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの。

## 〇報告第 3 号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書について

[建設事業部上下水道課]

令和元年度宇治田原町下水道事業会計で繰り越した、公共下水道(管渠)整備事業費業等に係る下水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの。

# 〇報告第 4 号 宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設工事(建築工事)請負契約の一部変更に係る専決処分について

[建設事業部プロジェクト推進課]

令和元年9月議会定例会で可決された宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設工事(建築工事)請負契約について、工事内容の変更に伴い、契約金額の変更が生じたことから、地方自治法第180条第1項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第2項の規定により報告するもの。

# 〇報告第 5 号 令和元年度城南土地開発公社 (第 2 回) 補正事業計画に関する報告書に ついて

[総務部企画財政課]

地方自治法第 221 条第 3 項の法人である城南土地開発公社について、法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するもの。

### 〇報告第6号 令和2年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について

[総務部企画財政課]

地方自治法第 221 条第 3 項の法人である城南土地開発公社について、法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するもの。